

景観 まちづくり

町では、有田川町らしい景観を守り、創り、次代に継承するため、景観法に基づく「景観計画」を策定しました。

景観計画とは、めざすべき景観像を明らかにするとともに、景観に関するルールを定めるものです。

この計画に基づく景観ルールは平成25年4月1日より施行となります。これにより、一定規模以上の建築物の建築や開発等を行う際には、町への届出が必要となります。

町民・事業者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

良好な景観の形成に関する方針

(1) めざすべき景観像の実現

①気候・風土を生かした農の景観の魅力を醸成する

- ・稲作、みかん、山椒など地域色が豊かな農地の景観をふるさとの「顔」として維持・活用し、魅力を高めます。

②山地や森林、河川等の骨格となる自然景観を保全する

- ・かけがえのない財産である自然と、それらが創り出す骨格的な景観を保全します。

③新たな表情をつくる幹線道路沿道の景観の魅力を高める

- ・まちに賑わいや活力を生み出す商業の振興等とあわせて、産業活動が創り出す景観の魅力を高めます。

④多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する

- ・高野参詣道など古道沿いに点在する歴史的文化遺産を保全し、魅力を高めながら次代に継承します。



問い合わせ

吉備庁舎建設課

☎ 52-2111

FAX 52-7822

景観計画区域と景観重要地域

町内全域を景観計画区域に設定し、あらぎ島及びその周辺の区域を景観重要地域として指定します。それぞれの区域に応じて、景観ルールを定めています。

